

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 ～12月23日から支給開始予定～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組みの一つとして
臨時・特別の一時金を支給します。

1 支給対象者

- (1) 児童手当支給対象児童（令和3年9月分受給者）になっているお子さん
- (2) 高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた児童）で、主たる
生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん
- (3) 新生児（令和3年9月30日～令和4年3月31日に生まれた児童）で、主たる
生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

2 支給額

対象者1人当たり 50,000円

3 支給対象者数

約21,000人

4 支給時期

- (1) 児童手当9月分受給者等、約17,000人（対象者の約8割）
令和3年12月23日（木）を予定
- (2) 申請が必要な支給対象者（児童手当等を受給していない対象者）
令和4年1月から受付を開始し、順次支給

◎この件に関するお問い合わせ
海老名市 保健福祉部 国保医療課 電話046・235・4823